様式第１号B①(R5.4)

雇用関係助成金の取扱いに係る同意書（B 再就職給付金）

|  |  |
| --- | --- |
| **１　職業紹介事業者の名称** |  |
| **２　主たる事務所の名称及び雇用保険適用事業所番号** |  |
| **３　厚生労働大臣許可番号** |  |
| **４　同意条件に同意する期間** | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| **５　取扱いを希望する雇用関係助成金の種類** | Ｂ.再就職給付金（１：労働移動支援助成金（再就職支援コース）） |
| （同意条件）ア　雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。イ　雇用関係助成金の支給を受けようとする事業主（以下「申請事業主」という。）による雇用関係助成金の不正受給の幇助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと。ウ　雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。エ　会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。オ　当該職業紹介事業者等の利用者（今後利用する予定の者を含む。「以下「利用者」という。」から求めがあった場合に、その求めに応じ、再就職給付金取扱事業者証又はその写しを提示すること。カ　同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。キ　別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその１か月前までに提出すること。ク　同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合若しくは事業を廃止した場合、又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は雇用関係助成金の取扱いが無効となること。また、無効となった場合又は雇用関係助成金の取扱いを自ら終了する場合は、ただちに主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「事業主管轄労働局」という。）に対して再就職給付金取扱事業者証を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取り扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。ケ　事業主に対して、再就職給付金の制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。コ　申請事業主に対する退職コンサルティングを、職業紹介事業者自ら又は他の会社等と連携によって行わないこと。サ　申請事業主から受託した再就職支援の対象者であって再就職給付金の支給対象となりうる者（以下「支給対象者」という。）に対して、委託契約の日の翌日以降「助成対象期限」（45歳未満の者については離職日の翌日から６か月、45歳以上の者については９か月を経過する日）までの間に再就職が実現できるように、職業相談、職業相談等の再就職支援を積極的に行うこと。シ　支給対象者の再就職状況については、次によって把握を行い、再就職が実現した場合は、再就職支援を受託した申請事業主に対して、速やかに、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行って報告すること。a　助成対象期間までの間は、支給対象者の求職活動とその成否を確実に把握すること。b　職業紹介事業者自身による職業紹介の成否のみならず、支給対象者自身の求職活動の結果についても把握をすること。c　再就職が実現した場合は、その再就職先の事業所名と、採用時の賃金と雇用形態について把握すること。ス　次の事項について、事業主管轄労働局に対して定期的に報告すること。なお、報告された内容については、厚生労働省が厚生労働省のホームページにおいて公表することについて了解すること。a　支給対象者への再就職支援に係るサービス内容b　支給対象者の再就職率（対象者のうち助成対象期限までに雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者として再就職できた者（以下「再就職者」という。）の割合）c　再就職者のうち、再就職先の状況が一定基準（無期雇用のフルタイム、かつ再就職先の賃金が離職前の8割以上）を満たす者の割合d　再就職支援の委託契約料の支払い時期等セ　申請事業主との間で行う再就職支援の委託契約において、可能な範囲で次の点を満たすように努めること。a　再就職支援の委託契約料の支払いについて、委託契約直後の支払額を支払総額の50％未満とすること。b　再就職者の雇用形態が期間の定めのないもの（パートタイムを除く）でありかつ再就職先の賃金が離職前の8割以上であった場合、委託料を５％以上割増とすること。 |
| 雇用関係助成金の取扱いを行うに当たっては、上記の同意条件に同意します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　労働局長　殿　　　　職業紹介事業者　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業紹介の許可に係る事業主の名称、主たる事務所の所在地、電話番号、代表者氏名を記載すること。 |
| 備考 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁欄 | 局長 | 部長 | 課長 | 課長補佐 | 職業指導官 | 係長 | 担当 |
|  |  |  |  |  |  |  |

【雇用関係助成金の取扱いに係る同意書裏面】

（注意）

１　この「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」は、事業主から再就職支援を受託した労働者を再就職給付金（労働移動支援助成金（再就職支援コース））の支給対象とすることのできる職業紹介事業者となることを希望する場合に、事業主管轄労働局あて提出していただくものです。

　再就職に係る支援の委託を受ける日以前に提出する必要がありますので十分注意してください。

２　提出に当たっては、表面に記載された「同意条件」について同意した上で行っていただく必要がありますので御留意ください。

３　１の「職業紹介事業者の名称」欄には、厚生労働大臣の許可又は国土交通大臣の許可に係る正式名称を記載してください。また、雇用関係助成金を取り扱う事業所が他にある場合には、同意書に係る事業所一覧（様式第２号）を添付してください。

４　２の「雇用保険適用事業所番号」欄は、原則として主たる事務所の番号を記載してください。

５　３の「厚生労働大臣許可番号」欄には、それぞれの事業主ごとの許可番号を記載してください（事業所ごとに許可番号がある場合には、主たる事業所の許可番号を記載してください。）。

６　４の「同意条件に同意する期間」の欄には、同意条件に同意し、雇用関係助成金（再就職給付金）の取扱いを行うことを希望する期間を記載してください。

　　この期間の初日は、職業紹介事業者として再就職に係る支援の委託を受ける日以前の日を、記載してください。

　　この期間の末日は、期間の初日から厚生労働大臣の許可の期間の満了する日までのうち希望する日を記載してください。

７　５の「取り扱う雇用関係助成金の種類」欄には既に記載済みです。

８　「同意条件」は、職業紹介事業者が雇用関係助成金の取扱いをすることの条件ですので、その条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は、当該職業紹介事業者は雇用関係助成金の取り扱うことのできる前提を欠くことになり、雇用関係助成金の取扱いが無効となります。

９　職業紹介事業者が同意条件を満たしていないことが疑われる場合、労働局は、当該職業紹介事業者に対して、資料の提出・報告、事情聴取、立ち入り検査などにより現状を把握し、同意条件を満たさないことが明らかとなった場合、文書によって期限を区切って是正を求めます。原則として、期限までに是正されないと認められる場合、労働局は、当該職業紹介事業者の雇用関係助成金の取扱いについて、該当する助成金と期間を明らかにした上で無効とし（当該職業紹介事業者の取り扱った雇用関係助成金は不支給の取扱いとなります）、当該職業紹介事業者に対して文書によってその旨を通知します。当該職業紹介事業者の名称等については、事業主とのトラブル防止のために、厚生労働省ホームページ等で公表します。雇用関係助成金の取扱いを無効とされた職業紹介事業者は、当該無効期間が満了し、かつ労働局長が無効に至った事由が改善され再び雇用関係助成金の取扱いが適正に行われるものと認めた場合に限って、「同意書」の提出を行うことができます。

10　この同意書が提出された後、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」がその職業紹介事業者の主たる事務所を管轄する都道府県労働局長から交付されます。また、これとあわせて雇用関係助成金に係る取扱いを行う職業紹介事業者であることを示す再就職給付金取扱事業者証が交付されます。この雇用給付金取扱事業者証には、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」の４の「同意条件に同意する期間」が有効期間として記載されますので、この期間中、利用者から求めがあった場合に、再就職給付金取扱事業者証を提示してください。

　　なお、再就職給付金について同意書を提出した事業主については、オレンジ色の取扱事業者証を交付します。